

福島県立喜多方高等学校 生徒心得

生徒指導とは、生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。

本校では、学校生活を通し社会的自立を図り、生徒の成長を促すことを目的に「生徒心得」が存在します。これらを遂行し、「真理と正義を愛し、高い志と豊かな人間性を備え、創造的に考え主体的に行動することができる、社会のリーダーとなる生徒を育成する」ことを達成するために、以下に「生徒心得」をまとめました。

1 服装規定

登下校を含めた学校生活においては、以下に示したとおりの服装とする。

4月1日～5月31日 冬服 6月1日～9月30日 夏服 10月1日～3月31日 冬服

本校指定の制服を着用すること。

(1) 男子制服

[冬期] 10月～5月

- ①指定のブレザー、スラックス、ワイシャツを着用し、ボタンは指定のものとする。
- ②指定のネクタイを着用する。
- ③ブレザーの左襟に校章をつける。
- ④ソックスは紺・黒とし、くるぶしがかくれる長さのものを着用する。
- ⑤ベルトは高校生らしく華美でないものとする。

[夏期] 6月～9月

- ①指定のポロシャツの着用を認める。
- ②ブレザーを着用しないことを原則とする。
- ③ネクタイをとることを認める。
- ④その他、冬期規定に準ずる。

(2) 女子制服

[冬期] 10月～5月

- ①指定のブレザー、スカート又はスラックス(ベルト着用)、ブラウスを着用し、ボタンは指定のものとする。
- ②スカート丈の基準は、膝の中央とし、スカートを加工するなど丈を短くすること等を一切禁止する。
- ③指定のネクタイ又はリボンを着用する。
- ④ブレザーの左襟に校章をつける。
- ⑤ソックスは、紺・黒とし、くるぶしがかくれる長さ以上のものを着用する。
- ⑥ストッキングを着用する場合はベージュ色のものとする。また、防寒のため黒タイツ(50デニール以上)を着用することができる。

[夏期] 6月～9月

- ①指定のポロシャツの着用を認める。
- ②ブレザーを着用しないことを原則とする。
- ③ネクタイ・リボンをとることを認める。
- ④その他、冬期規定に準ずる。

(3) 合服(ベスト・セーター)

- ①ベスト・セーターを着用する場合は、本校指定のものとする。
- ②冬期において、登下校の際は、ブレザーを着用するものとする。

(4) 式典時(入学式・表彰式・卒業式)の服装について

- ①ネクタイ・リボンを着用するものとする。

(5) 服装一般の注意

- ①学校生活（登下校を含む）においては制服を着用する。ただし、休日の部活動や大会に参加する場合はこの限りではない。
- ②特別な理由により異装の必要がある場合は、異装許可願を提出する。
- ③上履きは学校指定の学年別サンダルを使用する。
- ④通学には靴を使用し、サンダル類は禁止する。
- ⑤体育用ジャージは、体育の授業や部活動以外は着用しない。
- ⑥体育館では、学校指定の体育館用専用シューズを着用する。
- ⑦髪型は、高校生らしい清潔なものとし、学習やスポーツの妨げにならないようにする。特に、男子は肩にかからないようにし、女子は派手なりボンを避ける。
- ⑧パーマ、毛染・脱色など、その他華美な髪型をしない。
- ⑨化粧（マニキュア・ファンデーション・口紅・色つきリップ・アイプチ等）は禁止する。
- ⑩装身具類は使用しない。（ネックレス・指輪・イヤリング・ピアス・カラーコンタクトなど）

2 携帯電話使用規定

携帯電話は、朝の HR から帰りの HR 終了まで使用は認めない。その際、電源を切ってロッカーまたはバッグの中に保管すること。どうしても使用しなければならない場合は、担任に申し出て許可を得る。

3 アルバイト規定

アルバイトは、長期休業中以外は原則禁止とし、長期休業中は、休業日数の半分以上を超えない範囲で行うものとする。ただし、校長がやむを得ないと判断した場合はこの限りではない。希望する場合は、担任、保護者と十分に相談した上で許可願を提出し、許可を受けてから行うものとする。

4 自動車学校入校規定

- (1) 3 年生の就職内定者は 11 月 1 日より、専門学校進学決定者は冬季休業より、その他の者は家庭学習期間より許可される。ただし、バイクの免許取得は必要と認められる場合以外は許可しない。
- (2) 免許取得後も、卒業するまでは運転は認めない。

5 合宿規定

合宿する場合は、以下を遵守すること。

- (1) 事前に顧問により計画書(参加者名簿、期間、費用等)を校長に提出し、許可を得る。
- (2) 年度内に 2 回を限度とし、1 回につき期間は 5 日以内とする。
- (3) あらかじめ、目的・期間・経費・その他必要な事項を保護者に連絡し、承諾を得る。
- (4) 合宿期間中、少なくとも 1 名の顧問は宿泊するものとする。

6 学校施設・備品使用規定

学校の施設や備品の使用を希望する場合は、事前に申し出るものとする。

7 自転車通学規定

自転車通学は、下記のいずれかの場合に許可をする。所定のステッカーを貼り利用するものとする。ただし特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)の使用について、登下校や部活動での移動をはじめ、全ての学校教育活動における使用を禁止とする。

- (1) 片道が 2 km 以上の場合。
- (2) 部活動等で帰宅が遅くなる場合。
- (3) 校長が必要と認めた場合。